
くらし応援商品券

取扱店舗マニュアル

令和8年2月9日

くらし応援商品券事務局
久喜市企画政策課／久喜市商工会

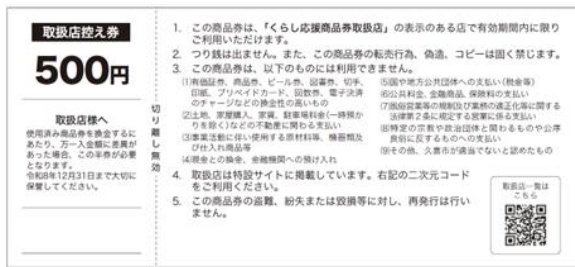
事業の趣旨

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの家計負担を軽減し、併せて、地域経済の活性化を図るため、全市民に商品券（本事業専用で作成、商工会商品券とは異なる）「**くらし応援商品券**」を配付します。

くらし応援商品券	
配付対象者	令和8年1月1日現在で住民基本台帳に登録のある市民。 (約150,800人)
商品券有効期間	令和8年3月1日（日）～ 令和8年9月30日（水）
券種	1枚 500円の10枚綴りを1冊とする（5,000円分）
発行総額	約7億 5,400万円



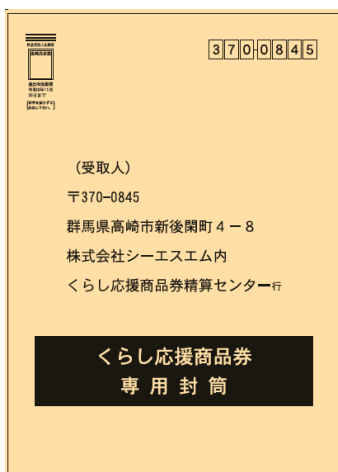
表



裏

配布物一覧

1. 精算キット



送付用封筒15枚

換金用伝票（3枚複写式）15部

2. ポスター・のぼり



運営にあたってのお願い

1. ポスター・のぼり旗掲示のお願い

配付する「取扱店ポスター・のぼり旗」は、店頭の見やすい場所へ掲示をお願いします。
※のぼり棒については各自でご用意ください。

ポスター



のぼり旗



2. 店舗独自の利用ルールがある場合の対応

お店独自で商品券が使えない商品を決める場合は、**あらかじめ利用者が認識できるように**してください。（レジ、陳列棚など）

3. 商品券利用に関するトラブルについて

商品券利用に関するトラブル等については、原則として本マニュアルを参考に取扱店にてご対応をお願いいたします。

※お困りの場合は、くらし応援商品券お問い合わせセンターにご相談ください（P.15を参照）。

使用上の注意

▶有効期間

令和8年3月1日（日）～令和8年9月30日（水）

▶使用上の注意

- (1) 取扱店は、利用者が物品等を購入し、又はサービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒むことはできません。
- (2) 使用金額が商品券の券面額に満たない場合でも、釣銭は支払うことはできません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (3) 有効期間を過ぎた商品券は、取引において使用することができません。
- (4) 商品券の保管及び管理については取扱店の責任となりますので、紛失・盗難等には十分に注意してください。
- (5) 商品券の転売及び譲渡を行わないでください。
- (6) 商品券を受け取る時は、COPYの表示があるなど、偽造防止加工がないか、色合いが明らかに異なるなど、偽造された商品券でないかを確認してください。また、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかにくらし応援商品券お問い合わせセンターまで報告してください。

▶使用対象外

- (1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券、電子決済のチャージなどの換金性の高いもの
- (2) 土地、家屋購入、家賃、駐車場（一時預かりを除く）などの不動産に関わる支払
- (3) 事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 国や地方公共団体への支払（税金等）
- (6) 公共料金、金融商品、保険料の支払
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (9) その他、久喜市が適当ではないと認めたもの

商品券デザイン

▶商品券の額面

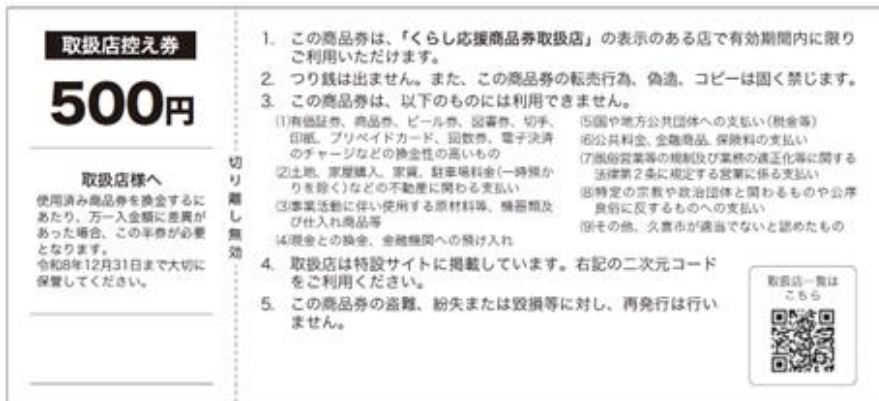
商品券の額面 1枚当たり500円

▶商品券デザイン

表



裏



取扱いの流れ

①お会計（支払い額の提示）



②お客様が商品券使用の意思表示

- ・商品券の取扱店控え券が切り離された商品券は無効です。
- ・使用対象外の商品購入・サービス提供（本紙4ページを参照）への使用は、お断りください。
- ・おつりは出せないことをお伝えください。



③偽造されたものでないかご確認ください。

商品券の見本券と比較してください。

（偽造防止加工、色合いなど）偽造が疑われる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかにくらし応援商品券お問い合わせセンターへご相談ください。



④お客様から商品券をお受け取りください。

不足分は、現金等で受領してください。

すでに半券が切り取られている商品券は使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。

精算方法

1.

使用済商品券の**大きい半券**を用意



2.

換金用伝票に記入

- ① 伝票の「記入日」をご記入ください。
- ② 商品券の「枚数」と「金額」をご記入ください。
※送付された券の枚数が記載内容と合致しない場合、内容確認のご連絡をいたします。

換金用伝票 精算センター宛 3

換金用伝票 精算センター控 2

換金用伝票 取扱店舗控 1

換金用伝票
暮らし応援商品券
(下記枠内にご記入下さい)

① 令和 8 年 2 月 2 日

〇〇商店

会員区分：●●●
店舗番号：●●●

500円券 ② × 40 枚 = 20,000 円

※久喜市商工会非会員企業は、換金時に換金手数料3%を差し引いた金額を振込みます。
※記入した枚数・金額と同封する商品券の枚数に相違が無いようご確認ください。

※2・3枚目を同封してください（1枚目は取扱店舗控えとして終了まで大事に保管）

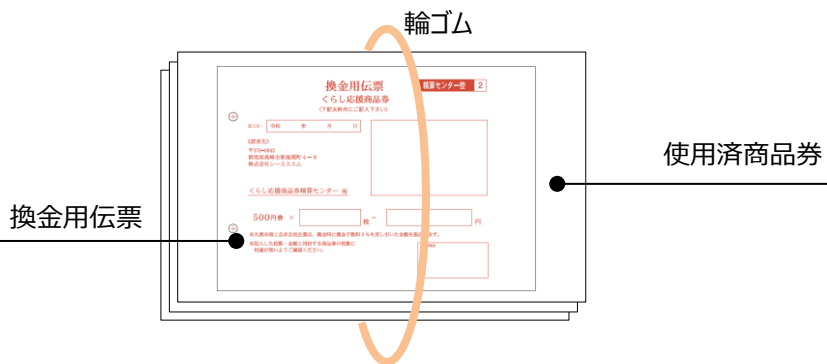
3. 商品券と伝票を輪ゴムでまとめる

「換金用伝票」の1枚目を取扱店舗控えとして保管し、

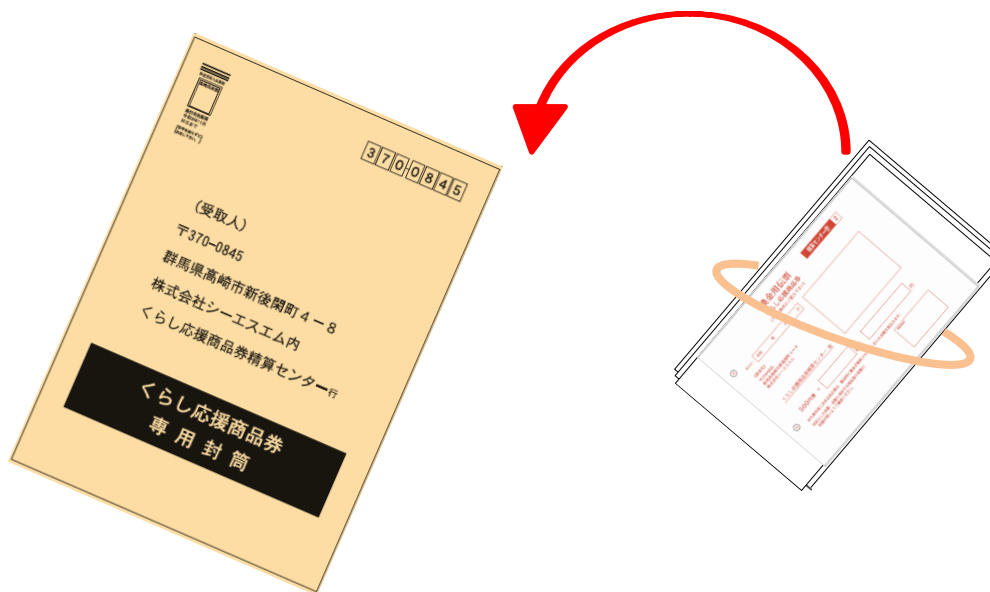
2・3枚目を、使用済商品券の大きい半券と一緒に お送りください。

商品券の半券はホチキス留めはせず、100枚単位で束にして輪ゴムなどでまとめてください。

※商品券の「枚数」と「換金用伝票」の記入内容が合致していることをご確認ください。



4. 専用封筒に入れて郵送

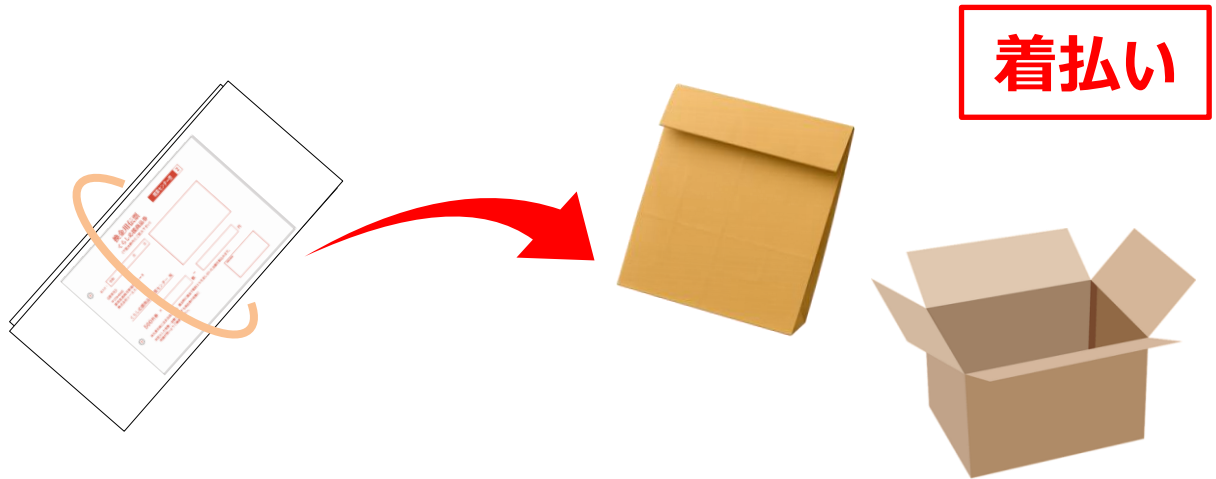


※ 商品券が封筒に入りきらない場合は次のページを参照

精算方法

専用封筒に入りきらない場合

換金用伝票と使用済商品券を宅配便にて送料**着払い**で送付して下さい。
なお、封筒には、おおむね800枚（400,000円）入ります。



下記住所を記載の上、**着払い**にてご返送ください。

※着払いにて発送する際は、適切なサイズの紙袋やダンボールに封入ください。

※梱包サイズの最小化などにより、送料ができるだけ安くなる方法で発送ください。経費削減にご協力ください。

※**宅配事業者の指定はございません。**

※元払いにて送付された場合は、送料店舗負担になりますのでご了承ください。

送付先住所：〒370-0845 群馬県高崎市新後閑町4-8

株式会社シーエスエム内

くらし応援商品券 精算センター 行

TEL027-310-3311（問合せ不可）

※「換金用伝票」2枚目にも記載あり

精算スケジュール

◆ (株) J T B より、ご指定の金融機関口座へ振込します。

振込元名義：久喜市くらし応援商品券 事務局

◆ お支払い（振込）は**精算センター到着日を基準**としたサイクルの振込となります。

※到着期限を過ぎて到着した分は次回の精算となります。

※振込エラーの際の対応について

J T B 埼玉支店くらし応援商品券事業担当者よりご連絡をいたします。

当日の13時まで確認が取れない場合、翌日以降の振込になります。

◆ **使用済商品券の精算サイクル**

下記スケジュールで精算を行います。

※毎回精算を行う必要はありません。まとめて精算することもできます。

※入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内（最終分は令和8年11月30日まで）に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

精算	精算センターへの到着期限	振込予定日
第1回	3月23日（月）	4月7日（火）
第2回	4月8日（水）	4月24日（金）
第3回	4月21日（火）	5月12日（火）
第4回	5月12日（火）	5月27日（水）
第5回	5月26日（火）	6月10日（水）
第6回	6月10日（水）	6月25日（木）
第7回	6月25日（木）	7月10日（金）
第8回	7月8日（水）	7月24日（金）
第9回	7月24日（金）	8月10日（月）
第10回	8月12日（水）	8月27日（木）
第11回	8月26日（水）	9月10日（木）
第12回	9月10日（木）	9月30日（水）
第13回	9月28日（月）	10月15日（木）
第14回	10月15日（木）	10月30日（金）
第15回	11月5日（木）	11月20日（金）

※久喜市商工会非会員企業は、換金時に換金手数料3%を差し引いた金額を振込します。

※処理状況により振込日が前後する場合があります。

総合FAQ

Q1. 取扱店の一覧を見ることはできるか

A. 「くらし応援商品券ホームページ (<https://kukishi-kurashishohinken.com>)」に掲載いたします。追加登録店舗がある場合は、随時更新いたします。

【利用について】

Q2. 利用期間は

A. 令和8年3月1日（日）～令和8年9月30日（水）となります。
令和8年10月1日（木）以降はいかなる理由があってもご利用いただけません。

Q3. おつりは出しているのか

A. いかなる理由があっても、おつりを渡すことはできません。

Q4. 商品券で足りない分の支払いは

A. 現金などで不足分を受け取って下さい。

Q5. 例えば、税込み990円の精算に500円券を2枚で計1,000円分出し、おつりはいらないと言われた場合はどうすればいいのか

A. 500円券1枚と現金でのお支払いをお願いしてください。おつりはいらないと言われてもお断りして下さい。

Q6. 利用者が誤って商品券を洗濯などしてしまい、商品券が毀損されている場合はどうすればいいか

A. 原則、偽造防止加工が判別できず、商品券管理番号が読み取れないものは利用できません。半券が切り取られている商品券も利用できません。但し、管理番号が連番で確認できるもの、且つ、券面の面積が全体の5分の4以上のものについては利用可能です。それでも判断に困る場合はくらし応援商品券お問い合わせセンターへお問い合わせ下さい。

Q7. 購入できないものはあるのか

A. 本マニュアルの4ページをご確認ください。

Q8. 誤って購入できないものの支払いに受領してしまった場合

A. 購入できない商品（使用対象外商品）への支払いに使うことのないよう、従業員への周知徹底をお願いします。
誤って受領してしまった場合は、くらし応援商品券お問い合わせセンターにご連絡をお願いします。

Q9. 利用可能期間中に取扱いを中止したい場合は

A. 期間中の取扱い中止がないようご協力をお願いします。やむを得ない事情で中止にする場合は、商工会にお申し出をお願いいたします。

また、店舗に掲示してあるくらし応援商品券取扱店ポスター、のぼり旗を撤去して下さい。

取扱店一覧に記載されている場合は、中止以降も来店されることもありますので、その際は取扱店から利用者に対するご説明をお願いします。登録内容に変更が生じる場合も、お申し出をお願いいたします。

【精算について】

Q10. 使用済商品券の精算方法は

A. 本マニュアルに記載の精算方法およびスケジュールをご確認の上、精算手続きを行ってください。まとめて精算することもできます。

使用済商品券の枚数を確認し、換金用伝票に必要事項をご記入いただき、商品券の精算片（大きい方）とともに精算用封筒に入れて投函して下さい。

尚、精算片は輪ゴム等で100枚単位でまとめていただき、ホチキス留めはしないで下さい。

Q11. 精算取扱店控はどうするのか

A. 換金用伝票1枚目が取扱店舗控となります。

商品券の取扱店控え券となる（小さい方）と一緒に事業終了まで大切に保管して下さい。

必ず精算回ごとにまとめて保管して下さい。

Q12. なぜ精算回ごとにまとめるのか

A. 精算を繰り返す中で記載と枚数に相違があった場合に、過去に遡って枚数確認を行う場合があります。

Q13. 誤って半券を利用者に返してしまった場合

A. 商品券は現金同等です。大きい方が精算センター送付用精算片、小さい方が取扱店控となります。精算片がないとお支払いができませんので、現金同様、大事に取扱って下さい。

Q14. 換金用伝票への記載を間違えてしまった場合

A. 2本線で訂正し訂正印押印の上、正しい枚数および金額を記入して下さい。

尚、訂正印は複写3枚全てに押して下さい。

Q15. 換金用伝票（1枚目）と商品券控はいつまで保管するのか

A. 令和8年12月26日まで大切に保管して下さい。

Q16. 換金到着日を過ぎた場合はどうなるか

A. 最終換金到着日は、令和8年11月5日必着となります。

最終必着日以降は換金ができませんので、遅れることが無いようご注意くださいませ。

お問い合わせ先

◆取扱店舗向けお問い合わせ先（精算に関する問合せ等）

令和8年2月2日から令和8年11月30日まで

くらし応援商品券お問い合わせセンター

電話：050-5810-5859

受付時間：10:00~17:00（平日のみ）

（土・日・祝祭日を除く）

※市民向けのコールセンターを兼ねています。